

事務連絡
令和3年3月16日

指定障害福祉サービス（就労継続支援A型を除く。）事業所管理者 殿
障害者支援施設管理者 殿
指定障害児通所支援事業所管理者 殿
障害児入所施設管理者 殿

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

令和3年4月以降の報酬算定に係る手続等について

本年4月に予定されている報酬改定に当たり、令和3年4月1日を異動日とする体制届の提出手続等について、次のとおりとします。なお、期限を過ぎて提出された場合は、県民局での受付日に応じて6月1日以降の異動日となりますのでご注意ください。また、今後国から示される通知等により、本件に係る取扱いを変更する可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、就労継続支援A型事業所については、基本報酬の算定方法に大幅な変更があるため、別途送付する事務連絡により取り扱ってください。

このたびの報酬改定に当たっては、就労継続支援B型、就労定着支援、地域移行支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児入所施設の各サービスについては、全ての事業所等が体制届の提出を行う必要がありますので、特に御留意ください。

記

1 提出期限

令和3年4月15日（木）必着

※従来の加算等で、令和3年4月1日を異動日とするものを含む。

2 提出書類（カッコ内は障害児に係るもの）

(1) 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書

（障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書）

(2) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

（障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表）

3 提出先

事業所等の所在地を所管する県民局健康福祉課事業者（第二）班

4 その他

(1) 各加算に係る届出書及び添付書類については、今後国から示された時点で、提出期限とともに通知します。

(2) 令和3年5月1日以降を異動日とする体制届の提出期限は、通常どおり前月15日となります。（例）異動日：令和3年5月1日 提出期限：令和3年4月15日

〃：令和3年6月1日 〃：令和3年5月15日

(3) 体制等に関する届出書の提出後に、事業所において届出の要件を満たさないことが明らかになった場合には、速やかに体制の変更届を提出してください。